

ふるさと岡山応援寄附金〈おかやま元気コース（特定型）（返礼品なし）〉のご案内

岡山県では、平成 29 年 4 月から、「おかやま元気コース（特定型）（返礼品なし）」を設け、ふるさと納税を活用して以下の 2 事業を実施します。このコースは、従来のふるさと納税と異なり、岡山県の特定の事業について、その趣旨に賛同する方に寄附をお願いするものです。

- ① ふるさと岡山“学び舎”環境整備事業
- ② 日本一の岡山県立図書館サービス向上事業

【寄附の申込方法】

インターネットからお申し込みいただくか、裏面の寄附申込書を県庁あてにお送りください。

- インターネット <https://www.furusato-tax.jp/city/product/33000>
- FAX 086-224-2714
- 郵便 〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6 総務部税務課あて
- 電話 岡山県ふるさと納税専用フリーダイヤル（0120-601-388）
- Eメール furusato@pref.okayama.lg.jp あて

【寄附金の納付方法】

- ゆうちょ銀行の振込用紙（手数料はかかりません）
お申し込みの後、県から振込用紙をお送りします。
- 銀行口座への振込み（振込手数料をご負担いただきます）
お申し込みの後、県からふるさと納税の専用口座番号をお知らせします。
- クレジットカード（手数料はかかりません）※平成 29 年 6 月から開始
インターネットからのお申し込みになります。
寄附金額が 5,000 円未満の場合はご利用できません。
- 現金書留・持参
岡山県総務部税務課、岡山県東京事務所、岡山県大阪事務所、とっとりおかやま新橋館で受け付けます。

【寄附金控除の受け方】

- 県からお送りする「寄附金受領証明書」を添付して確定申告をする
寄附をした年の翌年 2 月 16 日から 3 月 15 日までに、寄附金受領証明書を添えて確定申告を行うことで、所得税と個人住民税の控除を受けることができます。
- ワンストップ特例制度を利用する
次の要件を満たす方は、県に「申告特例申請書」を提出すれば、確定申告をしないで税の控除を受けることができます。
ア 給与所得者で源泉徴収・年末調整がなされている。
イ 寄附以外に確定申告をする必要がない。（医療費控除等の申告をする必要がない。）
ウ 年間に寄附をした自治体の数が 5 以下である。

【ふるさと納税の仕組み】

ふるさと納税は、「税」と呼ばれていますが、実際には地方自治体への寄附金です。
地方自治体に対して個人が寄附を行った場合、所得税法や地方税法に基づき、寄附金額の一部が、その個人が支払うべき税金の額から差し引かれます。（寄附金税額控除）

（例）Aさんが岡山県に 3 万円を寄附した場合

Aさん：給与収入 700 万円（所得税率 10%）、住民税（所得割）293,500 円
家族構成 Aさん、配偶者、子ども 2 人

①自己負担額 （寄附金控除対象外）	②所得税の控除	③住民税の控除	
A 2,000円	B 2,859円	C 2,800円	D 22,341円

確定申告を行うことによって、B+C+D（28,000 円）が税金から差し引かれる（税額控除される）ことになります。

※ 寄附金額が 2,000 円以下の場合、寄附をした年の所得税・寄附翌年度の住民税が課税されない場合は、税額控除の対象となりません。

※ B+C+Dの控除額には上限があります。（住民税（所得割額）の概ね 20%が目安）

このコースとは別に、「おかやま魅力コース（一般型）（返礼品あり）」もございますので、詳しくはふるさと岡山応援寄附金専用サイト（<http://www.pref.okayama.jp/page/380798.html>）をご覧ください。